

意見書案第1号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について

三豊市議会会議規則第14条の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月27日提出

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

提出者 三豊市議会議員 湯口 新

賛成者 三豊市議会議員 瀧本 哲史

賛成者 三豊市議会議員 水本真奈美

賛成者 三豊市議会議員 石井 勢三

## ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

令和5年3月に、内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果では、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

ひきこもり支援に関係した法整備としては、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、支援の対象者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定している。

ひきこもりの長期化、高年齢化が進む中、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっているが、ひきこもり支援に特化した法律は、現時点では制定されていない。

本市においては、国が創設したひきこもりサポート事業を活用するなどひきこもり支援体制の強化を図っているが、同様の体制を整備している自治体は全国的には少なく、自治体間の支援格差も顕著となっている。

また、本市を含む各自治体では、こども、高齢、介護、障がい、生活困窮など、関連する福祉制度を組み合わせた支援を実施しているものの、ひきこもりの原因は多様かつ複合的であることから、当事者一人一人の状態・状況に応じたきめ細やかで切れ目のない支援が必要であるが、現状では福祉制度のはざままで適切な支援を受けられない事例も少なくない。

国及び自治体が、こうした現状を踏まえた適切な支援を行っていくためには、ひきこもり支援基本法を制定する必要があると考える。

よって、国に対し、ひきこもり支援基本法の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

三豊市議会議長 丸戸 研二

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

宛